

南種子町立平山小学校創立 150 周年記念事業実行委員会 会則

- 第 1 条 本会は、平山小学校創立 150 周年記念事業実行委員会と称する。
設立：令和 5 年 2 月 13 日
- 第 2 条 本会は、150 周年記念事業遂行に関し実施事業提案・検討及び事業を推進する。
- 第 3 条 本会の組織は、地区自治公民館、卒業生・同窓会、PTA、PTA 歴代会長会、学校評議員、民生委員、老人会、他校区関係機関・関係団体、平山小学校の各職・役員等を持って組織構成する。
- 第 4 条 本会は、校区内の各戸に御芳志の寄付をお願いすると共に、内外の卒業生・同窓生、有志の寄付金等により、以下の事業を行う。
(1) 創立 150 周年記念式典、記念講演会、記念祝賀会
(2) 記念誌の作成
(3) 各種創立記念学校行事の開催（例：運動会、学習発表会、持久走大会）
(4) 学校の写真撮影
(5) 教育環境の充実
(6) その他
- 第 5 条 この団体を次の所在地におく。
住所：鹿児島県熊毛郡南種子町平山 1622 番地 電話：0997-26-7001
- 第 6 条 本会の経費は、本会への寄付金等をもって充てる。
- 第 7 条 本会の組織構成には、次の役職、顧問等をおく。
(1) 実行委員長 1 名
(2) 実行副委員長（各団体等） 2 名
(3) 推進専門部長 4 名（総務部、広報部、事業部、財務部）
(4) 顧問 3 名
(5) 監事 2 名
(6) 事務局長 1 名
- 第 8 条 実行委員長、実行副委員長 2 名は、準備委員会（地区自治公民館三役、集落公民館長、老人会代表、婦人会代表、PTA 三役、学校）による校区内有識者より互選とする。
推進専門部長、委員、顧問、監事、並びに事務局長は、実行委員長が委嘱する。
- 第 9 条 第 6 条の役職において、次の任に当たる。
(1) 実行委員長は、会務を総理し本会を代表する。
(2) 実行副委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故ある場合には、その職務を代行する。併せて、各推進専門部の支援・総括補助を行う。
(3) 推進専門部長は、総務部、広報部、事業部、財務部に分かれ、各推進専門部の長としてそれぞれ以下の分掌事務の総括に当たる。
① 総務部…関係する各種事業の全体計画を把握し、準備・計画、実行、終了時等の執行・とりまとめを行う。

・記念式典の開催 ・祝賀会の開催 ・記念誌(リーフレット)の作成等

② 広報部…事業計画の広報活動，卒業生名簿の整理，事業に係わる基金集金（募金，寄付金等）を行う。

・卒業生名簿整理 ・同窓会等の把握 ・基金の集金等 ・広報活動等

③ 事業部…創立記念事業の記念事業項目を設定し，事業推進のための分担，資材等の購入・準備等を総務部と連携しつつ行う。

・記念事業アンケート実施（PTA） ・記念品の準備計画等
例：学校の写真撮影，石碑等の作成

④ 財務部…各種事業等の会計処理を計画的に進めると共に収支管理を行う。

・各推進専門部との連携 ・会計（収支事務等）

（4）顧問は，実行委員会の関係する各事業・事務等について助言する。

（5）監事は，実行委員会に係わる関係事業の収支・会計について吟味・監査を行う。

（6）事務局長は，総務部と連携しつつ各専門部の状況を把握し，実行委員会，PTA，学校等各種団体との調整を行う窓口となる。

・各種団体との連携 ・スケジュール管理

第10条 本会は，実行委員による実行委員会をもって総会とし，実行委員長がそれを招集する。なお，総会は，過半数をもって成立するものとする。

第11条 各推進専門部長は，各事業が適切且つ計画的に進められるように，各推進専門部会を計画・事業内容等にも基づき適宜招集する。
併せて，当該協議内容を役員会に報告し，内容により実行委員会に諮ることとする。

第12条 役員会は，実行委員長，実行副委員長，専門部長，顧問等と事務局長により構成し，実行委員長の指示により事務局長が招集する。
各専門部の協議事項の内容確認，懸案事項の協議等を行い，必要によっては，実行委員会の開催を進言する。

第13条 会計期間は，令和5年4月1日に始まり本事業の完了した期日までで閉鎖とする。なお，会計事務執行にあたり，会計監査等の適正及び清廉を旨として進める。

第14条 このほか，前各項に定めるものの外，役員会で適当と認めたものについては役員会の裁量で決定するが，決定事項は，次回実行委員会で報告するものとする。

附則 この会則は，令和5年2月13日から施行する。